

2012年6月1日 Vol.0055

鹿児島で扱った選挙違反事件

刑務所に入って半年が経った（平成21年7月）。ここでは毎月第2と第4の金曜日は免業日となっていて、その日は教育的処遇日である。何をする日かという、各自部屋でラジオから流れる録音教材を聞いたり、テレビのVTRを見たりして感想文を作成したり、課題を与えられて作文を作成したりする。録音教材では、例えば窃盗を何回も犯した受刑者が母親のくれた1通の手紙が契機となって立ち直る過程を物語風に流してそれを聞き、感じたことや、考えたことを書くのである。課題作文というのは例えば「私の受刑生活」「矯正処遇の目標と自己評価」等の課題を与えられ作成する。就労支援や更生保護施設の紹介の番組もあるが、出所しても就職先等がなく経済的理由により再犯を繰り返す人も多いようだ。静岡では、ボイラー運転科、フォークリフト運転科、木工応用科、等の職業訓練の制度があるらしい。職業に必要な技能を修得し、また免許や資格を習得して出所後の就職に役立てるためである。しかし、本人にいくら就労意欲があっても問題は社会の受け入れ態勢が整っているかということである。前科者としての差別が根強いのである。

日本経済は悪化の一途をたどり、倒産件数及び失業者の増加は出所後の就職にも大きな影響を及ぼすであろう。受刑者の中には今、出所しても仕事がないので満期まで在監したいという人もいるくらいである。再犯率がさらに高くなるかもしれない矯正施設としても頭の痛い問題だと思う。

法務省は刑期の途中で刑務所から釈放して社会の中で更生させる一部執行猶予制度や社会奉仕任命制度の導入を検討しているとのことである。早ければ秋の臨時国会に改正案を提出するらしい。受刑者の再犯防止と社会復帰を効果的に勧めるのが目的である。従来の鉄格子に閉じ込める処遇を打ち破る画期的な処遇だと私は思う。

さて刑務所での自由時間の徒然に今回は私が鹿児島地検に勤務していたときの話をしたい。

私は昭和 61 年 3 月まで 3 年間鹿児島地検で、三席検事として勤務したが、鹿児島は、「官」を大事にしてくれる土地柄で、人情味も豊かな人が多かった。ただ桜島の灰には難儀した。鹿児島の人には特別の思いのある「西郷も大久保も見し桜島山」のその灰は 6 月から 9 月にかけて鹿児島市内に降るのである。その雄大な姿には鹿児島人でなくとも心打たれるものがあるが、この灰はべつである。

官舎は国道沿いにあって地検まで歩いて 15 分ほどのところだったが灰の降る日は、雨は降っていなくても傘をさした。地検のすぐ前には、鶴丸城跡があるが西南戦争の弾丸跡が今も残っている。

3 年くらい前に、仕事で鹿児島に行くことがあった。今では新幹線が走っているが市街地は当時とほとんど変わっていなかった。ここは九死に一生を得るような大事故に遭い命拾いをした土地でもある。

鹿児島地検では、選挙賭博事件を捜査した経験がある。選挙賭博というのは選挙の立候補者を賭けの対象とするのである。どちらの候補者が多く得票するかを賭け、場合によっては候補者にハンディーをつける時もある。

この事件では 102 名を逮捕し、賭金総額は約 1 億 9000 万円にも及んだ極めて大掛りな選挙賭博事件であった。場所は奄美群島である。戦後はアメリカの軍政下に置かれたが、昭和 28 年 12 月 25 日、本土に復帰した。沖縄が復帰したのは昭和 47 年 5 月 15 日であるので、早々に復帰されたのだ。

何故かというとな島の 68 パーセントが椎の木で覆われた山岳地帯で占められていたためであり、アメリカ軍基地建設に適さなかったのだ。アメリカにとって奄美群島は厄介なお荷物でしかなかったのである。

奄美群島は、鹿児島本土の南西約 350 キロ～600 キロの洋上に弧状に浮かぶ奄美大島、徳之島、沖永良部等、与論島など八島からなっている。その内奄美大島は沖縄本島、佐渡について日本の離島では 3 番目に大きい。

沖縄は、米軍基地建設ラッシュに沸く好景気、他方、奄美はアメリカから見捨てられ文字通り南海の孤島となり産業もなかったため生活は困窮したといわれる。復帰当時の奄美のエンゲル係数は 82.7 パーセントにものぼったらしい。乏しい収入の 8 割以上が貧しい食事代に消え、それ以外の生活費に当てる余裕は全くなかったといわれる。

それでも奄美の住民は一般に温順素朴である。耕地面積が少なくサトウキビ生産と大島紬が主な産業である。また娯楽施設が少ないため夜を徹して踊る 8 月踊りや各部落ごとに運動会等が盛んに行われ物事に熱中する風潮がある。選挙ともなれば狂ったように町を練り踊るのだ。私も何度か奄美大島に足を運んだがその踊りはすごいものである。

賭博の風潮については戦後 8 年間にわたるアメリカ軍政時代米軍が闘鶏賭博を容認したことから一気に賭博の風潮が広まったとの見方もあるが、徳之島を中心に開催される闘牛に起因するとの見方が強く、選挙賭博が何時から行われてきたのか定かではないが選挙制度の沿革からして戦後選挙の機会が多くなるにつれ次第に選挙が賭けの対象になったものと思われる。また賭博の横行は奄美の慢性的な不況とも無関係ではなく、土建業者や農業者などが起死回生の一発を選挙賭博に託して一攫千金を夢見、あるいは選挙をお祭り騒ぎと捉える徹底した遊びの精神、候補者を闘牛や闘鶏なみに扱い、選挙まで娯楽化してしまう独特の風土が形成されている。当時は選挙賭博を奄美の公共工事、サトウキビ、大島紬に次ぐ第 4 産業だと考えていた者もいたぐらいである。ただ現在、奄美群島区は本土に吸収されたため、過熱ぶりは減少したと思われる。現在も選挙賭博が行われているかどうか、私はそれ以後、奄美大島に行ったことがないのでよく分からない。

選挙賭博の対象となった選挙というのは昭和 58 年 12 月 3 日告示、同月 18 日施行の第 37 回衆議院議員選挙である。鹿児島県奄美群島区（定数 1 名）から立候補したのは保守系無所属の徳田寅雄と一方連続 5 期当選を目指す自民党公認の保岡興治である。徳田は徳之島出身で特定医療法人徳洲会理事長として全国に医療法人を設立し医療活動を中心に活躍していたことは有名である。昭和 57 年頃から政治活動に興味を持ち奄美群島各所に医療相談所を設置して医療相談名目で総選挙に立候補するため積極的に選挙運動を展開した。他方保岡は裁判官出身でその後法務大臣をしたことで有名である。大物新人の台頭により危機感を抱きこれに対抗して活発な講演会活動や支持者固めを行うなど、熾烈な選挙の前哨戦を展開した。奄美群島においては

これまで各種選挙をめぐる選挙賭博が行われているとの風評が以前からあったが大掛りな検挙がなされたことはなかった。今回の総選挙においては久方ぶりの現職対大物新人の激突であり早くから大接戦が予想されていたため格好の賭博対象となると、各地で大規模な選挙賭博が行われているとの予想の下に新聞やテレビ等が公示前から奄美の選挙賭博について大々的に報道を始めたのだ。

奄美群島における選挙賭博は従来賭金の清算に関して紛争が生じた場合などに情報を得て極めて稀に検挙された事例があるに過ぎなかった。マスコミに大々的に報道されたことが契機となって今回は本格的にメスを入れるため12月3日公示と同時に鹿児島県警本部と地検が協議の上、捜査第2課長を名瀬警察署に応援派遣し、所轄署員と合同の賭博特捜班を編成して聞き込み、容疑者の尾行張り込み協力者工作等の内偵捜査を積極的に推進したのである。また奄美群島が本土から遠く離れている上、本土とは異なる独特の風土を持ち、閉鎖的で地縁、血縁が複雑に絡む土地柄であるため情報収集は容易でないことが予測されたため奄美群島出身者を選定して特捜班を編成した。特捜班はある程度は賭博グループにも通じているものでかつ人間的に信用のおける者など慎重に選定して協力者とし、協力者との公然接触を避け夜間密かに裏口から訪問し、あるいは指定して接触するなどした。当初協力者は一般情勢について話すものの事件の核心に触れる情報は知人を裏切ることになるとして提供を渋ったが説明を重ねた結果情報源の完全秘匿を条件に次第に事件情報が入手できるようになった。協力者から入手した情報により胴元宅の張り込みを実施して出入者をチェックし、これまでに収集した情報と対比して賭客の割り出しを行ったのだ。

昭和58年12月24日から3月27日まで約3ヶ月間約100名の捜査官を投入して102名を検挙したのである。

私は主任検事として捜査に関与したが本件選挙賭博は非現行犯である上、物的証拠も乏しく賭客らの供述が唯一の証拠であるため、まず賭客双方から自白を得ることに全力を投入し、賭会の出所及び使途につき徹底した裏付け捜査を行いその自白の真実性を担保した。また関連被疑者が多数であるため逐一取り調べ状況を把握しておく必要があるので毎日定期的に本部第2課特捜班長をして報告させたのだ。

年末年始もなく私は正月明けに鹿児島地検名瀬支部に出張して捜査を指揮

すると共に取調べを実務した。当時名瀬支部には検事が1名常駐していた。任官2~3年目の検事である。名瀬支部で勤務すると多くの特典があった。まず次の転勤先は自らの希望地を選ぶことができ、多くは東京地検を希望していた。次に離島手当が給与の20パーセント付き、宿舎は無料である。

ただ離島であるため物価は高いらしいが副検事は確か2名常駐していたと思う。支部の建物がどういうものであったか、その場所も今は記憶に定かでない。鹿児島空港からプロペラ機で奄美空港に行ったが、1度は天候不良で降りられず、そのまま沖縄まで行きそこで天候待ちをしたことがあった。何時回復するかわからない奄美の天候を飛行機から降りて那覇空港の待合室で待つしかなかった思い出がある。3時間くらい待ったであろうか。

そんな離島（奄美群島区）での選挙結果は保岡候補49,643票、徳田候補48,538票であった。得票差は1,105票であったため、いずれも保岡候補を勝者と指定した者が勝ちとなった。というのは単純に保岡候補と徳田候補のどちらが勝つかを賭ける態様もあるし、候補者にハンディをつける場合もあるからだ。徳田候補の得票数に1,000票を加算しそれと保岡候補との多寡を予想指定する態様もあるのだ。1,000票加算しても得票差が1,105票であるので保岡候補を勝者と指定した者の勝ちとなる。仮に1,105票を超えて加算していれば選挙では徳田候補が負けても選挙賭博では徳田候補を勝者と指定した者が勝つのである。また賭けの仕組みは開帳者が双方の賭客から賭金を一時預かり、賭けが的中するとそれぞれの賭金から5分の手数料を差し引いて残りの倍額を勝者の賭客に払い戻し、的中しなかった賭客は賭金全額を失うというものである。

本件犯罪によって得た利得は全てこれを没収又は追徴した。賭金をそのまま現金で所持していたものは少なかったなのでそのほとんどは追徴であった。

賭金総額が約1億9,000万円であるのでそのほとんどが追徴された計算になる。結局賭金は勝者と敗者も含めて全て国（検察庁）に追徴され国の臨時収入となり儲けたのは国だけであった。勝った者も全てを失い、おまけに起訴されたのである。一攫千金を夢見て、選挙賭博をしたが、反対に全てを失う結果となってしまった。という事件であった。

著者：三井環（元大阪高検公安部長）